別紙様式２

宿舎（駐車場）貸与申請書

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　年　　月　　日

　国立大学法人小樽商科大学長　殿

 現　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　 所　 属 　部 　課 　名

 職　　　　　　　　　名

 フ リ ガ ナ

 氏 名

　下欄記載の駐車場の貸与を受けたいので申請します。駐車場を含め宿舎の使用については，国立大学法人小樽商科大学宿舎規程及び指示に反しないことを確約します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 自動車の車名・形式 |  | 自動車の登録番号 |  |
| 自動車の所有者 | （本人との続柄） |
| 自動車の使用者 | （本人との続柄） |

|  |
| --- |
|  |

宿舎（駐車場）貸与承認書

　　　上記申請者に対し，下記のとおり駐車場の貸与を承認します。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　国立大学法人小樽商科大学長　　　　　　　　　 印

記

１　宿舎

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　　　　　類 | 所　　　　　在　　　　　地 | 宿舎名及び戸番 |
| 有 料 | 　 |    |
| 指定保管場所 |  |
| 専用開始日 | 保管場所に係る宿舎使用料月額 | 備　　　　　　　考 |
| 年　月　日 | 円　　 | 裏面２の貸与の条件参照 |

駐車許可票の有無　　　　　　　　　　　　　　 管理人氏名

|  |  |
| --- | --- |
|  有 □ （宿舎担当係） 　無 □ 会計課管理係長　　　 | 確認印 |
|  |

（裏面）

２　駐車場貸与の条件

　（１）被貸与者（駐車場の貸与を受けている者をいう。以下同じ）は、善良な管理者の注意をもって駐車場を使用しなければならない。

　（２）被貸与者は、駐車場の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは駐車場用以外の用に供し、又は学長の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行~~つ~~ってはならない。

　（３）被貸与者は、その責に帰すべき事由により駐車場を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

　　　　ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基くものである場合には、この限りでない。

　（４）天災、時の経過その他被貸与者の責に帰することのできない事由により駐車場が損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、本学が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

　（５）被貸与者が次の各号の一に該当することとなった場合は、その該当することとなった日から２０日以内に駐車場を明け渡さなければならない。

　　　一　役職員でなくなったとき。

　　　二　死亡したとき。

　　　三　転任、配置換、勤務地の移転その他これらに類する事由により当該宿舎に居住する資格を失い、又はその必要がなくなったとき。

　　　四　駐車場について本学の事務又は事業の運営の必要に基づき先順位者が生じたためその明渡しを請求されたとき。

　　　五　本学において駐車場の廃止をする必要が生じたためその明渡しを請求されたとき。

　（６）被貸与者が駐車場を明け渡す場合には、明け渡す日の５日前までに明け渡す日を届け出ると共に、駐車場を正常な状態において引き渡さなければならない。ただし、やむを得ないときは、この限りではない。

　（７）被貸与者は、その使用する自動車の車名・型式・登録番号等に変更が生じた場合には、すみやかに宿舎担当者へ届け出なければならない。

　（８）上記の他、被貸与者は、駐車場及び自動車の使用についての指示に反してはならない。